



平成27年7月28日
海上保安庁

港則法施行令の一部を改正する政令について

1. 背景

港内は、一定の水域に多数の船舶が頻繁に出入りし、かつ、停泊、荷役等を行う場所であることから、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、港則法（昭和23年法律第174号）において、船舶交通量が多い等の理由から船舶交通の規制等を行う必要のある500港を対象として、港内での停泊の制限、防波堤の入口又は入口付近での航法、工事作業の許可等の規制を課している。

今般、壬生川港における浚渫工事の進捗等に伴う港湾内の船舶交通流の変化に対応するため、港の区域（以下「港域」という。）を変更する等の必要があるもの。

2. 概要

- (1) 香深港（北海道）、横須賀港（神奈川県）

港域表現の基点として用いている基点について、位置の補正等の所要の改正を行う。

- (2) 壬生川港（愛媛県）

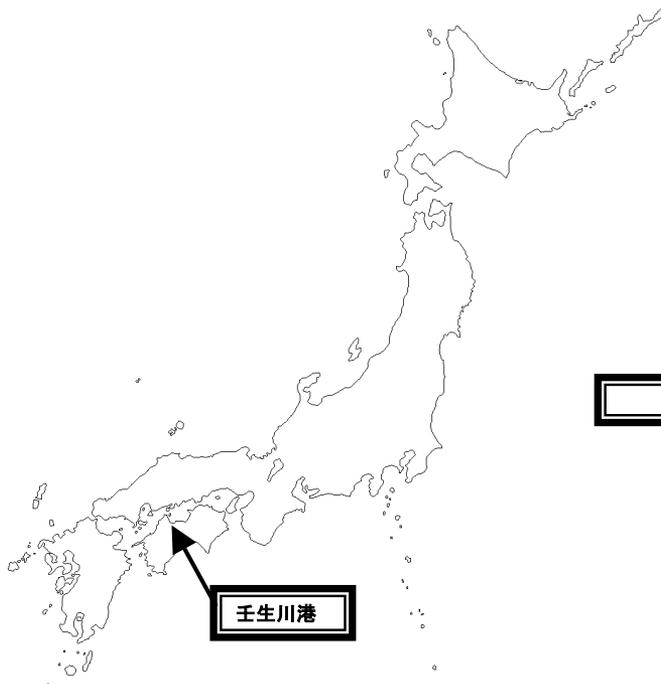
入出港する船舶の大型化等に対応するための浚渫工事が進められており、また、現在の港域の東側に大型フェリーが着岸するための岸壁が新設される予定となっている。これらの海域が含まれるよう、港域の拡大を行う等の所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

閣	議	平成27年7月28日（火）
公	布	平成27年7月31日（金）
施	行	平成27年8月15日（土）



港則法施行令一部改正総括図



壬生川港

: 港域を変更する港

にゅうがわ 壬生川港 (愛媛県)

: 現港域 : 改正後港域 : 拡張港域 : 浚渫部分

